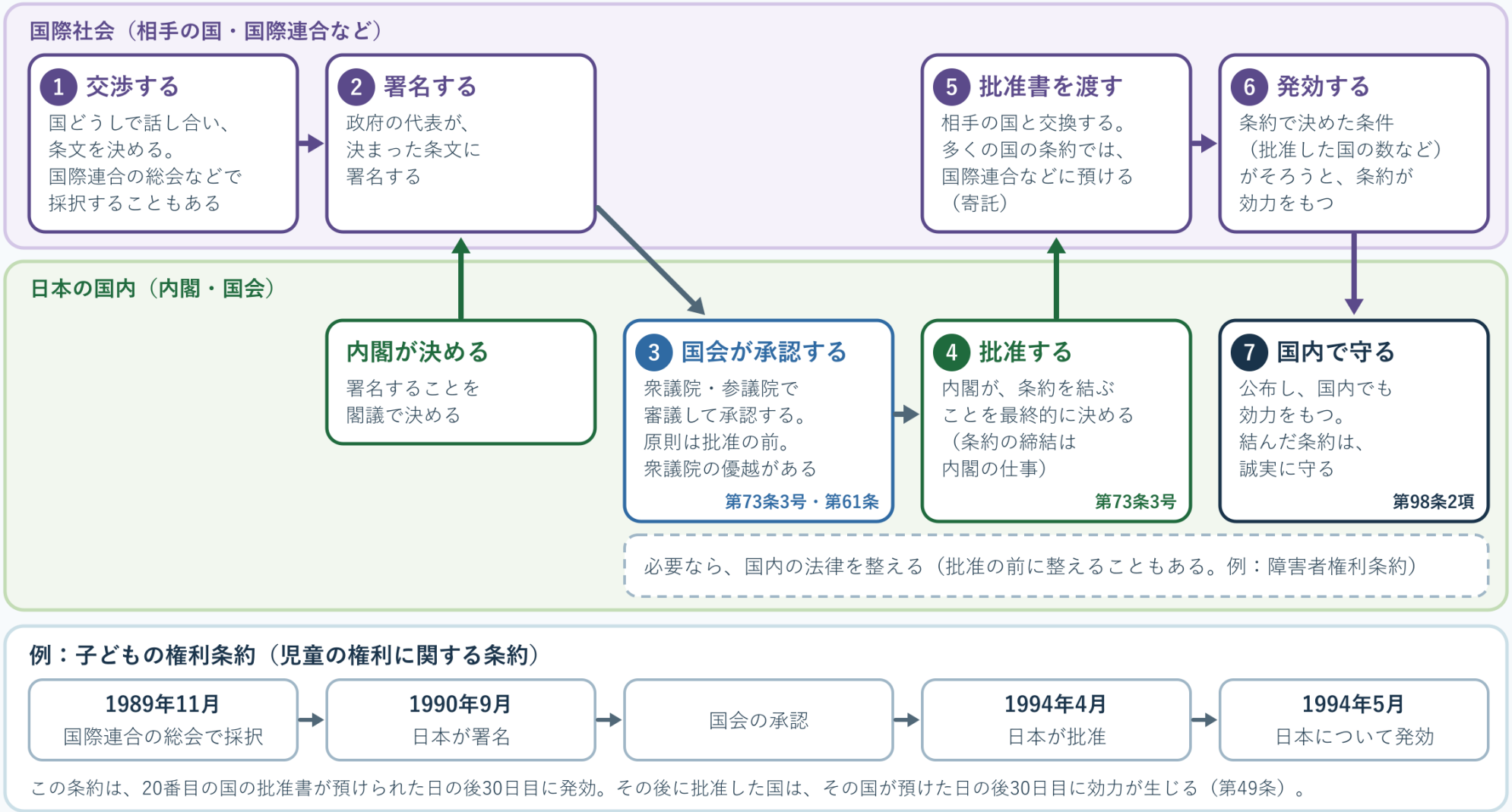
# 条約が結ばれて効力をもつまで

国と国の約束である条約は、どのような手続きで結ばれ、日本で効力をもつのか




## 例：子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

| 1989年11月 | 1990年9月 | 国会の承認 | 1994年4月 | 1994年5月 |
|---|---|---|---|---|
| 国際連合の総会で採択 | 日本が署名 | | 日本が批准 | 日本について発効 |

この条約は、20番目の国の批准書が預けられた日の後30日目に発効。その後に批准した国は、その国が預けた日の後30日目に効力が生じる（第49条）。

※ 主な手続きの模式。条約によって手続きがちがうことがある。第49条は子どもの権利条約、そのほかの条は日本国憲法。